

決議案第 10 号

キャンプ・シュワープ等在沖米軍専用施設内における枯れ葉剤の使用・保管についての調査を求める決議

1960年代から1970年代の沖縄県内の米軍施設において、ベトナム戦争でも使用された猛毒の枯れ葉剤が広範囲で使用・保管されていた可能性が高いことが、外国人ジャーナリストの調査で明らかになったことが去る8月6日の県内の新聞にて報道された。その後、9月6日の新聞では、当時枯れ葉剤散布作戦の立案にかかわった米陸軍元高官により、沖縄県北部訓練場内と周辺一帯での枯れ葉剤の試験散布が行われたと報道された。

8月6日の新聞報道によると、1970年から1971年にキャンプ・シュワープに駐留していた退役軍人の証言として、「枯れ葉剤を散布中、誤って皮膚に触れることもよくあった。また、枯れ葉剤を入れていたドラム缶は、使用後はごみを焼くために使われていた」ということが指摘されており、枯れ葉剤がずさんな管理の下、使用・保管されていた可能性が非常に高いことが明らかになった。

8月9日の参議院外交防衛委員会において、松本外相は「米側に対して事実関係の確認を求めている」と述べたが、回答期限を設けておらず、「米側からの回答を得てから判断したい」と述べるにとどまった。

沖縄県は、8月15日に枯れ葉剤の使用・保管に対する報道内容の事実を米側に確認するよう政府に求めたとのことである。

韓国でも、枯れ葉剤の問題が今年5月に報道され、米韓両政府が真相を究明するため、報道の数日後には合同調査団を設置することに同意した。その後、調査が行われ、9月9日には「微量の枯れ葉剤を検出した」との報道等をかながみると、政府の迅速かつ具体的な対応が求められているものと思料する。

キャンプ・シュワープをはじめ県内の米軍施設において、枯れ葉剤が使用・保管されていたことが事実であれば、米軍施設で働く市民、県民の健康被害や自然環境に与える影響は甚大であり、日米両政府は、1973年の日米合同委員会合意に基づき、徹底した真相究明を速やかに行い、全容を公表すべきである。

よって、名護市議会は市民の生命、財産、安全を守る立場から、日米両政府及び関係機関に対し、下記事項について速やかに実施するよう要請する。

記

1. 日米両政府は、徹底した真相究明と、速やかな情報提供を行うこと
2. キャンプ・シュワープ及び海浜を含む土壌・水質等環境調査の実施と調査結果の公表を行うこと

以上、決議する。

平成 23 年 9 月 26 日

沖縄県名護市議会

あて先 米国大統領、米国国務長官、米国国防長官、駐日米国大使、在沖米国総領事、
在沖米四軍調整官、キャンプ・シュワープ基地司令官